

ペットは正しく飼いましょう

犬・猫等に関する苦情が増えています

気づかないうちに近所に迷惑をかけていませんか。最近、放し飼いにされている犬や猫が、近隣住民の敷地にフンをしているなどの苦情が寄せられています。ペットを飼うときは、周りに配慮することがとても大切です。マナーを守り、最後まで責任をもって飼いましょう。

犬の飼い主の方へ

・散歩中は、必ずリード等につなぎ、フンをしたら袋などに入れて持ち帰りましょう。

・飼養施設を常に清潔にして、周辺環境や犬の健康に配慮しましょう。

・生後91日以上の子犬は、「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。

・死亡したとき、または飼主や住所が変わったときは、届出が必要です。

・迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札、狂犬病予防注射済票を付けましょう。

猫の飼い主の方へ

・他人の家にフンや尿をしたり、車に上がつてキズをつけたりにしていませんか。猫の健康や安全のためにも、できるだけ屋内で飼いましょう。

・繁殖を望まない場合は、不妊・去勢

手術をしましょう。

・迷い猫を防ぐためにも、名札を付けましょう。

野良猫や野鳥などの野生動物へのエサやりはやめてください

野良猫や野鳥などの野生動物への無秩序なエサやり行為は、生息数を増やすだけではなく、害虫などの発生や糞尿による悪臭等環境を悪化させることにつながります。一時的な感情でエサを与えることは絶対にやめてください。

動物の遺棄・虐待は犯罪です

愛護動物を遺棄・虐待すると法により罰せられます。

転居や病気、高齢等でペットを飼えなくなったら

親、兄弟、子どもや親戚等に譲渡するか、ペットの里親を募集して飼い主を探しましょう。

問い合わせ

生活衛生課 生活衛生班

☎ 0820 (79) 1012



飼い主のいない猫の適正管理を推進する団体を支援します

飼い主のいない猫を捕獲 (Trap) し、不妊・去勢手術 (Neuter) を実施し、元の場所へ戻す (Return) ことで、その地域における飼い主のいない猫を徐々に減らす活動があります。この活動は、それぞれの頭文字をとって TNR 活動と呼ばれ、過酷な環境で生きる不幸な猫や、保健所へ収容・殺処分される猫を減らすことを目的に実施されます。また、飼い主のいない猫を原因とするふん尿被害等の問題を減少させることも期待できます。

町では、このような活動を通じて、飼い主のいない猫の適正管理を推進する団体および地域に対し、「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金」を交付します。

対象者

町内で飼い主のいない猫の適正管理を推進するための活動等を行っている3人以上で構成する団体および地域 (自治会等)

補助額

1団体あたり14万円を上限に対象経費の10分の7を補助 (※ただし、不妊または去勢手術を1件以上行うことを条件とする)

補助対象経費

不妊・去勢手術費用 (手術に伴う治療・ノミ取り、V字カット代等の処置を含む)、不妊・去勢手術のための通院に係る燃料費、里親探しを含めた保護

に要する治療・健康診断・予防接種費、消耗品費、飼育器具等の備品購入費、健康診断・予防接種費、印刷製本費、会場使用料、広告宣伝費等

実施期間

令和8年1月31日まで (※予算がなくなり次第終了となりますのであらかじめご了承ください)

申請方法

申請様式等は、生活衛生課で配布します。また、町ホームページからも印刷できます。

申し込み・問い合わせ

生活衛生課 生活衛生班

☎ 0820-79-1012

